

はじめに

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域のかも積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきた。しかしながら、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

大人社会のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じ地平で起こる。いじめの問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子供が接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにして、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子供に影響を与えるという指摘もある。いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が成立した。

これらの現状や課題、そして「いじめ防止対策推進法」をふまえ、本校においてもいじめ防止対策に関する基本方針を定め組織的な体制を整備し、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめへの適切な対応に努めていく。

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめ防止対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにさせる。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

○ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）から引用

2 いじめの定義といじめの理解・認知

(定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(理解)

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする。

(認知)

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目して見極める。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であ

るとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する。

(具体的ないじめの態様)

- ▲ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ▲ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ▲ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ▲ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ▲ 金品をたかられる
- ▲ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ▲ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ▲ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(留意点)

- いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。
- いじめの被害者に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに、いじめ防止等について児童等の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

3 いじめ防止のための錦中学校の取り組み

(1) 「いじめ対策委員会」の設置

<法的根拠>

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

<いじめ対策委員会設置のねらい>

- ◎ いじめの防止等に関する措置を実効的に行う。
(複数の教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される。)
- ◎ 重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

＜いじめ対策委員会の役割＞

- ① 学校教育活動全体を通じた、いじめの防止のための包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
 - ・年間を通じた取組計画を定める。
- ② 校内研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る。
- ③ いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等をあらかじめ具体的に定める。
 - ・「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」
 - ・学校基本方針の見直し改善を行う。
(保護者や地域の方にも参画いただき、生徒意見も取り入れる)
 - ・学校ホームページに学校基本方針を公開する。

(2) いじめ防止のための取り組み(措置)

＜いじめの防止＞

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

＜いじめの早期発見＞

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

＜いじめへの対処＞

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

＜地域や家庭との連携＞

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

＜関係機関との連携＞

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局など）との適切な連携をとる。警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築する。

例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても生徒へ適切に周知したりするなど、関係機関と連携して対応する。

4 重大事態への対処

＜法的措置＞

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（1） 重大事態による調査が必要となるケース

「生命、心身又は財産に重大な被害」

- 児童生徒が自殺を企図した^{きど}場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 生徒や保護者から重大事態に至ったという申立があった場合

など

「相当の期間学校を欠席」

- 年間30日を目安とする
この目安にかかわらず、学校または市教委の判断により迅速に調査に着手する
- 生徒や保護者から重大事態に至ったという申立があった場合は、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、必ず報告・調査等にあたる。

流 れ	学校の対応	備考・留意点
<p>1 重大事態発生</p> <p>2 事実関係の調査</p>	<p>→ いわき市教委へ報告</p> <p>○直ちに校長が事態の第一報を市教委に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事態が発生した段階 ・重大事態の報告を受けた段階 ・学校が重大事態であると認識した段階 <p>○事実関係を明確にするための調査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査は、「いじめ対策委員会」を中心として行う。 <p>※調査にあたっては、市教委からの指導や人的措置を受けながら実施し、随時連絡を取り合う。</p> <p>※経緯や事案の特性、いじめられた生徒や保護者の訴えなどをふまえ、調査対象となる生徒への心理的な負担を考慮しつつ、重複した調査とならないよう、適切に役割を分担する。</p> <p>※調査の公平性・中立性を保つため、調査組織に弁護士や精神科医、心理や福祉などの専門的知識及び経験を有する者や、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参画を図ることを検討する。(事態の性質による)</p> <p>○明確にすべき事実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いつ(いつ頃から) ・誰から ・どのような態様であったか ・いじめを生んだ背景事情 ・生徒の人間関係における問題点 ・学校や教職員がどう対応したか <p>※調査においては、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先しながら進める。</p> <p>※生徒の入院や死亡などにより、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、協議したうえで調査に着手する。</p> <p>※自殺という事態が起こった場合の調査においては、背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市教委を通じて同市長に報告 <p>※この事態に関する保護者や報道機関からの問い合わせは、すべて教頭が対応にあたる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●次の場合は市教委が主体となって調査を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ※十分な成果が得られないと市教委が判断したとき ※学校の教育活動に支障がでるおそれがある場合 ※いじめられた生徒や保護者が望む場合 <ul style="list-style-type: none"> ●因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を迅速に調査する。 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ※民事・刑事上の責任追及や争訟への対応を直接の目的としない。

の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証する。

3 市教委への報告

- 校長が明らかとなった事実を報告。今後の指導や家庭への連絡などについても話し合う。
- 不明確なことがらが残る場合は、再調査を実施する。

●市教委の指導や助言を得る

※必要に応じて指導主事専門家の派遣などの人的支援を得る。

4 いじめた生徒への指導 + いじめ行為を止める

- 事実を確認した後、いじめた生徒にいじめられた生徒の痛みや苦痛を理解させながら背景や問題点について指導する。そして、二度と繰り返さないことを約束させた上で今後の生活の在り方や、いじめた生徒への接し方を指導する。

●調査も指導も複数で対応する

※いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒が後に不利益を被らないように念を押す。

↓
生徒同士の謝罪

※状況によっては、この段階で生徒同士の謝罪をおこなう。

5 家庭への連絡

- <いじめた生徒の保護者>
- 調査の方法や概要、いじめられた生徒の置かれている状況、学校が指導したこと、いじめた生徒の反省のようすなどを伝える。

●重大な事態であるという認識を保護者にももっていただく。

●いじめられた生徒がどのような被害を被ったかを確認。

- <いじめられた生徒の保護者>
- 調査内容をもとに、経緯や問題点、被害の状況や学校で指導したこと、いじめた生徒やその保護者の意向などを伝える。

※家庭訪問をして伝える。

6 市教委への報告

- 校長が状況を報告する。

7 保護者による謝罪

- いじめた生徒の保護者が謝罪の意思を示した場合は、学校がいじめられた生徒の保護者と連絡を取り合い、日時を調整連絡する。謝罪の場へは教職員も同行する。

●いじめられた生徒の保護者がこれを拒否した場合は、双方の家庭に教職員が家庭訪問を行う。

8 市教委への報告

- 校長が状況を報告する。

9 保護者への説明

- 臨時の保護者会を開き、学校の保護者に説明を行う。

●生徒のプライバシー保護に配慮する。

10 市教委への報告

- 校長が状況を報告する。

(3) いじめに対する措置

段階	支援・指導の流れ		
<p>1 いじめの発生</p>	<p>●暴力を伴ういじめの場合</p> <p>○複数の教員が直ちに現場に駆けつける。</p>	<p>●教師がいじめを発見した場合</p> <p>○目に見える形でいじめの行為が認められた場合はその場で注意を促す。</p>	<p>●生徒や保護者の通報を受けた場合</p> <p>○真摯に傾聴し、概要を確認する。</p>
<p>○怪我の有無や程度を確認し、必要に応じて応急手当を講じる。</p> <p>○怪我をしている場合は、直ちに家庭に連絡を入れる。首から上の怪我については、保護者の同意を得たうえで病院に連れて行き、医師の診断を受ける。</p> <p>※学級・学年間で第一報を共有し、生徒指導主事・教頭・校長に概要を報告した上で、以後の対応を協議する。</p>			
<p>2 情報収集および実態把握</p>	<p>○いじめの正確な実態把握を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係生徒から速やかに聴き取りなどを行う。その際、他の生徒の目に触れないよう、<u>聴き取りの場所や時間等に慎重な配慮</u>を行う。 <p>※いじめた（いじめられた）生徒が複数いる場合は、同時刻かつ複数の教員で個別に聴き取りを行う。</p> <p>※得られた情報は、確実に記録に残す。いじめの全体像を把握。</p>		
<p>3 支援・指導体制の確立</p>	<p>○正確な実態把握に基づいた支援・指導体制を組み、役割分担を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>①いじめた生徒、いじめられた生徒への対応</p> <p>②その保護者への対応</p> <p>③教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無</p> </div> <p>※生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがある場合は、直ちに所轄警察署に通報する。</p>		
<p>4 支援・指導</p>	<p>①いじめられた生徒への対応</p> <p>○いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。</p> <p>○信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくる。</p> <p>○「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝え、自尊感情を高めるよう留意する。</p>	<p>②いじめた生徒への対応</p> <p>○いじめは、人格を傷つけ、生命や身体、財産をを脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。</p> <p>○いじめた生徒が抱える問題などいじめの背景にも目を向ける。</p> <p>○不満やストレスの発散させる方法や力を育む。</p>	

4 支援・指導	<p>③学級や学年全体への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○話し合いの場をもつなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせる。 ○いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。 ○はやしたてるなど、同調していた生徒に対しては、それらの行為がいじめに荷担する行為であることを理解させる。
	<p>④保護者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめの経緯を報告し、当該の件について学校がどのような対応をしているかを伝える。 ○今後の学校との連携方法について話し合う。 ○いじめられた生徒を徹底して守り通すことや、秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。 ○事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。
5 経過観察と保護者への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた生徒および、いじめた生徒のその後の様子や変容などを観察し、定期的に保護者に連絡する。 ○現状や課題などをより具体的かつ客観的に報告する。